

令和5年第9回農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年9月11日(月) 午前9時30分
2 開催場所 那珂市役所 5階 501～503会議室
3 議案 別添のとおり
4 出席委員

1番	水野 一男	2番	檜山 眞弓	3番	青山 政弘
4番	飯田 士朗	5番	大曾根 栄	6番	鈴木 久夫
7番	助川 操	8番	福田 和一	9番	宮田 幸男
10番	石崎 甲一	11番	佐川 茂	12番	峯島 勝則
13番	内田 和幸	14番	海野 浩行	15番	綿引 桂太
16番	大森 龍一	17番	會澤 留美	18番	鈴木 洋
19番	根本 衛				

- 5 欠席委員

- 6 議事録署名人 6番 鈴木 久夫 委員
7番 助川 操 委員

議長 ただ今より、令和5年第9回農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は19名です。委員の過半が出席でございますので、本委員会は成立いたします。

議事録署名人は 6番 鈴木 久夫 委員
7番 助川 操 委員

のお二人をお願いいたします。

議長 それでは、議案の審議に入ります。
本日の議案は、議案第1号から第5号まで、一括上程いたします。

議長 議案第1号は、農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてです。これは、当委員会で可否の決定をするものです。
事務局の説明を求めます。

事務局 (議案第1号の説明)

いずれの案件も、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件及び地域調和要件に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと思料いたしました。

議 長 　ただいま説明のありました4件について、ご意見をお伺いします。

（ 「なし」と呼ぶ声あり ）

議 長 　意見がないようですので、議案第1号について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 　挙手全員でありますので、議案第1号につきましては、すべて許可と決定いたします。

議 長 　議案第2号は、農地法第4条の規定による農地転用の許可についてです。今回の案件については、30アール未満のため、当委員会で可否の決定をするものです。

事務局の説明を求めます。

（ 議案第2号の説明 ）

議 長 　ただ今、説明のありました2件について、ご意見をお伺いします。

4 番 　諮問番号1番ですが、倉庫の一部と書いてありますが、10年から15年ぐらい前に新築している。その時に指摘しないでなぜ今頃指摘するのか。

事務局 　当時の建築確認の概要書では申請地内に収まっていたんですが、今回建替えるにあたって測量したところ、農地に越境していたということです。

議 長 　外にご意見がないようですので、議案第2号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（ 挙手全員 ）

議 長 　挙手全員ですので、議案第2号について、許可と決定いたします。

議 長 　議案第3号は、農地法第5条の規定による転用を伴う権利の設定、移転の許可についてです。今回の案件につきましては、すべて30アール未満のため、当委員会で可否の決定を行います。

事務局の説明を求めます。

(議案第3号の説明)

議 長 ただ今、説明のありました4件について、ご意見をお伺いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議 長 ご意見がなければ議案第3号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長 挙手全員ですので、議案第3号について、すべて許可と決定いたします。

議 長 議案第4号は、農地法第3条の規定による買受適格証明願についてです。事務局の説明を求めます。

(議案第4号の説明)

議 長 ただいま、事務局より説明のありました件について、ご意見をお願いします。

6 番 こういう案件が出た場合は、こういう方法でやっているのか。

事務局 今回、買受適格証明願が出ていますが、証明を発行した後、公売が行われ、決定した後に3条の申請が出てくる流れになります。

6 番 それは法人でも個人でも同じですね。

事務局 法人でも個人でも一緒です。

4 番 農業をやっていなくても土地が欲しいという人は買えるわけですね。

事務局 今回は農地法3条で譲り受ける場合に要件があるかどうかということで、全部効率要件、常時従事要件が適格かどうかを審議するものですので、まったく農業をやっていなくて、新たに農業をやるという計画がない方は、適格証明には該当しません。

4 番 これから農業をやりたいという方が手を挙げるということはできますか。

事務局 新規参入する方も要件に適合するかどうか、計画を立てていただいて、審査をしていくということです。

議長 そのほかなければ、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第4号について、承認と決定いたします。

議長 議案第5号は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてです。事務局の説明を求めます。

(議案第5号の説明)

議長 ただいま、事務局より説明のありました件について、ご意見をお願いします。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 この件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 挙手全員ですので、議案第5号について、承認と決定いたします。

議長 続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の届出の専決処分について、6件ありました。

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、2件ありました。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出の専決処分について、10件ありました。

議長 以上で、本日の議案は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和5年第9回農業委員会総会を閉会いたします。

閉 会 10時00分